

## 地方局の移動運用に際しての留意事項

J A R L 信越地方本部

信越地方本部が管理している地方局（J A O R L）を、移動して運用しようとするときは、次の事項にご留意のうえ所定の書類を提出し承認を受けて下さい。

### 1 地方局を移動して運用できる行事

- ( 1 ) 地方本部、支部、または支部に登録された地域クラブの行事で地方局を移動して運用することが相応しい行事
- ( 2 ) 地方公共団体もしくは公共的団体が主催する行事で、相当の公共性を有する行事
- ( 3 ) 行事等の趣旨、内容が政治的または宗教的なものでないこと。

### 2 地方局の移動運用を申し出できる者

- ( 1 ) 地方本部長、支部長、地域クラブの代表者  
但し、地域クラブの代表者は支部長を経由すること。
- ( 2 ) 地域クラブ以外の登録クラブは、支部長の承認により申し出ができる。

### 3 地方局の管理及び経費の負担

- ( 1 ) 移動中の地方局の管理は申出者が行い、運用及び無線設備の保全について十分注意すること。
- ( 2 ) 無線局の管理、運用並びに機器等の修理に要する経費は、申出者の負担とする。

### 4 申し出及び報告

- ( 1 ) 申出者は原則として運用予定日の2カ月前までに、別添1「地方局移動運用申出書」により信越地方本部長に申し出ること。
- ( 2 ) 移動運用の期間は、行事の趣旨、内容、期間等からみて適当(長すぎない)なものであること。
- ( 3 ) 運用を終了したときは、申出者は速やかに無線機器等を返納するとともに、別添2「地方局移動運用報告書」を提出すること。(ログの写しは不要)

### 5 無線局の運用

- ( 1 ) 申出者は、その運用について運用責任者を定めることができる。
- ( 2 ) 申出者(運用責任者)は、運用者の連盟の会員証及び無線従事者免許証の携帯を確認すること。
- ( 3 ) 無線従事者免許証を有する非会員で運用に興味を有する者については、申出者(運用責任者)の指導により運用させることができる。
- ( 4 ) ログの記入及びQ S Lカードの記入は、運用者において行うこと。
- ( 5 ) Q S Lカードは、申出者においてJ A R Lビューローへ送付すること。
- ( 6 ) 申出者は、責任者を定めてQ S Lカードの再発行などのため、5年間ログを保管させること。

### 6 無線設備の引渡し、返納

- ( 1 ) 無線局免許状、無線機器等の引渡し、返納は、地方局委員の指示により行うこと。
- ( 2 ) 返納の際は、機器の異常、付属品の欠品などないことを確認のこと。

### 7 補助局についても同様の取扱とする。

注 申出書、報告書等は、地方局委員あて提出のこと。 H 1 5 ・ 9 ・ 6

支部長検印

地方局移動運用申出書

平成 年 月 日

J A R L 信越地方本部長 殿

申出者 コー呼符  
住所  
氏名  
所属役名

下記により地方局を移動運用したいので申し出ます。

記

1 行事の内容

(1) 名称と開催趣旨

(2) 開催期間 平成 年 月 日 ~ 月 日 ( 日間)

(3) 開催場所

2 運用計画

(1) 呼出符号 J A O R L

(2) 期間 平成 年 月 日 ~ 月 日 ( 日間)

(3) 移動地(市町村)

(4) 運用周波数

H F 5 0 Mhz 144Mhz 430Mhz 1200Mhz

(5) 空中線電力

1 0 W 5 0 W

(6) モード

SSB C W F M A M R T T Y S S T V ハ°ケット 衛星

3 運営主体

4 支部長承認欄(地域クラブ以外の登録クラブ)

5 参考事項

# 地方局運用報告書

平成 年 月 日

J A R L 信越地方本部長 殿

申出者 コールサイン  
住所  
氏名  
所属役名

平成 年 月 日承認を受けた地方局の運用結果を、下記のとおり報告します。

## 記

1 行事の名称

2 呼出符号 J A O R L

3 運用期間 平成 年 月 日～ 月 日 ( 日間)

4 運用場所(市町村)

5 運用者数 延べ 名 (うち会員以外 名)

6 交信局数 局

エリア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	外国	計
交信局数												

7 Q S Lカード発行枚数

国内あて 枚 外国あて 枚 計 枚

8 Q S L発行責任者(再発行、S W L)

コールサイン  
住所  
氏名

9 参考事項